

平成29年（ワ）第24号

原告 石丸勇外

被告 長崎県・佐世保市

令和元年5月29日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人 馬奈木 昭雄 外 印

検 証 申 出 書

頭書事件について、次のとおり検証を申し立てます。

1 検証の必要性

- (1) この度、石木ダムの起業地に居住している人々の生活を描いた映画である「ほたるの川のまもりびと」が記録された媒体（DVD）を証拠として提出した。
- (2) この映像は、約86分の映像であるところ、その記録媒体であるDVDの「形状」それ自体は何らの意味内容を持たず、この証拠の意味内容を理解するには、DVDに記録されたデータを再生機器を用いて再生することによって、その記録内容、具体的には映像情報及び音声情報を五官の作用で把握する必要がある。
- (3) よって、上記DVDの証拠調べの方法としては、法廷においてDVDを再生する方法である検証手続によるのが相当である。
なお、提出された映像を裁判所・被告らにおいて適宜再生して観るという方法が、証拠調べ手続でないことは言うまでもなく、それは事実上のものであって、訴訟手続外の出来事であるから、これによって証拠調べがなされたことにはならない。
- (4) また、このように検証手続によって、DVDを再生して映像情報・音声情報の意味内容を理解することは、民事訴訟における、直接主義、口頭主義、公開主義等の諸原則に最も沿う証拠調べ方法である。

- (5) よって，DVDの証拠調べの方法としては，法廷における検証手続きでなされるべきである。

2 証明すべき事実

- (1) 起業地で生活している人々の生活実態
- (2) 石木ダムに係る工事が不要であり，起業地内で生活する人々の人格権を侵害していること

3 検証の目的物

- (1) DVD（映画：ほたるの川のまもり人）

4 検証により明らかにしようとする事項

- (1) 今も，起業地内に住んでいる人々が，畑を耕し，学校に通い，仕事をし，家族・地域としての社会を形成するなど，人としての生活を営んでいること
- (2) 起業地内に住む人々が石木ダム工事を不要と考え，説明を求める活動を継続していること
- (3) 石木ダム工事によって起業地内に住む人々の生活が翻弄されていること
- (4) 石木ダム工事が不要であること

以 上